

<H30.10.1 入札制度改正>

平成 30 年 5 月
田辺市総務部契約課

測量・設計業務の入札参加条件について

市内業者を対象とする測量・設計業務の入札条件について、以下のとおり改正します。

【現在】

○測量法第 55 条の 5 第 1 項の規定に基づく登録を受けていること。



【H30.10.1 以降】

- 測量法第 55 条の 5 第 1 項の規定に基づく登録を受けていること。
- 次のいずれかの条件を満たしていること。
- ・会社全体で技術士、技術管理者、RCCMが合せて1名以上在籍していること。
 - ・直近5年度において、本市が発注した土木関係の設計を含む業務を履行した実績を有すること。

※この改正は平成 30 年 10 月 1 日以降に入札公告、又は指名通知を行う入札から適用します。